

富士宮市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、小規模事業者の経営の安定化を図るため、マル経融資を借り受けた小規模事業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則(昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者で、市内において事業を営むものをいう。
- (2) マル経融資 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)の小規模事業者経営貸付制度による貸付資金をいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付対象者は、富士宮商工会議所又は芝川商工会の推薦を受け、マル経融資を借り受けた小規模事業者で市税を完納しているものとする。

(交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付の対象となる期間は、マル経融資の最初の利子支払日から起算して2年以内とする。

(利子補給金の額等)

第5条 利子補給金の額は、前条に規定する期間内に公庫へ支払ったマル経融資に係る利子(約定に基づく償還に係るもの(繰上返済に係るものを含み、返済遅延により加算された延滞利息は除く。))をいう。以下「約定利子」という。)のうち、年利0.5パーセントに相当する額(約定利子に係る利率が年利0.5パーセントを下回る場合は約定利子に相当する額)とする。

2 前項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、12回目及び24回目のマル経融資の利子の支払日（繰上返済を行った場合は、繰上返済日）からそれぞれ30日以内に、補助金交付申請書に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 公庫が発行した利息支払証明書及び支払済額明細書
- (2) 市税完納証明書

2 前項の規定による補助金交付申請は、規則第10条の規定による補助事業実績報告とみなす。

（確定通知）

第7条 規則第11条に規定する補助金交付確定は、規則第6条第1項の規定による補助金交付決定通知をもってなされたものとみなす。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。